資料４

＜報告（３）＞

■低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の改正について

１ 目的

・国民健康保険では、低所得者層に対する保険税負担について、軽減判定所得が基準額以下の場合、税額の一部を該当する区分に応じた軽減割合で軽減する措置が設けられています。

・国は、今般の経済動向等を踏まえ、令和 6 年度から軽減判定所得を見直し、国民健康保険税の減額の対象となる所得基準を拡充するとしていることから、那須塩原市国民健康保険税条例においても同様の改正を行うものです。

軽減判定所得：世帯主、国保被保険者及び特定同一世帯所属者（国保被保険者から後期被保険者に移行した者）の前年の総所得金額等

２ 概要

（１）5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗じるべき金額を現行の 29 万円から 29 万 5,000 円に拡充します。

（２）2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗じるべき金額を現行の 53 万 5,000 円から 54 万 5,000 円に拡充します。

【現行】軽減判定所得

①7 割軽減基準額＝基礎控除額（43 万円）＋10 万円×（給与所得者等の数－1）

②5 割軽減基準額＝基礎控除額（43 万円）＋29 万円×被保険者数＋10 万円×（給与所得者等の数－1）

③2 割軽減基準額＝基礎控除額（43 万円）＋53 万 5,000 円×被保険者数＋10 万円×（給与所得者等の数－1）

【改正後】軽減判定所得

①7 割軽減基準額＝基礎控除額（43 万円）＋10 万円×（給与所得者等の数－1）

②5 割軽減基準額＝基礎控除額（43 万円）＋29 万 5,000 円×被保険者数＋10 万円×（給与所得者等の数－1）

③2 割軽減基準額＝基礎控除額（43 万円）＋54 万 5,000 円×被保険者数＋10 万円×（給与所得者等の数－1）

３ 今後のスケジュール

・令和 6(2023)年 2 月：市議会に那須塩原市国民健康保険税条例改正案を上程